

貸与希望者に対する推薦について

貸与希望者の推薦にあたっては、必要に応じて学生に対して面接を実施し、下記の事項についてご確認いただいたうえで、推薦いただきますようお願いいたします。

推薦基準 卒業後に滋賀県内の医療機関等で業務に従事する意思について

滋賀県リハビリテーション専門職修学資金制度は、卒業後に滋賀県内の医療機関等で業務に従事する意思（以後、「意思」とします。）を持つ者を対象としています。

したがって、当該意思が「確実」であるか「流動的」であるかを希望者に確認してください。

意志が明確であり、将来、滋賀県内の医療機関等で業務に従事することが「確実」であると見込まれる希望者について推薦してください。

なお、当該意思が無い希望者については、本制度の対象外ですので、貸与申請は受け付けておりません。

提出された推薦書を踏まえまして、当課にて貸与希望者の経済的事情を勘案し、最終的な貸与者を決定しますので、御承知いただきますようお願いいたします。